

# 市税等の納め忘れはありませんか

市民税や固定資産税、軽自動車税などの市税は、市にとって重要な財源であり、市民への公共サービスの充実と公平な税負担のためにも滞納を放置することはできません。

市税等の滞納整理の強化を図るため、市では債権収納対策室の設置（税務課）や新潟県地方税徴収機構への参加など積極的に取り組んでいます。

さらに、保育料、下水道受益者負担金などの収入金の滞納対策にも市税同様に積極的に取り組んでいます。

これら市税および収入金については、これまで以上に財産調査および差押等の滞納処分を進め、債権回収の推進に努めていきます。

お問い合わせ

市役所税務課

☎ 63-5110

社会福祉課

☎ 63-5113

上下水道課（真野行政サービスセンター内）

☎ 55-3115

新潟県地方税徴収機構とは・・・

県と県内市町村が連携して集中的に地方税の滞納額の圧縮に取り組む組織として、平成21年4月に「新潟県地方税徴収機構」が設置されました。

徴収機構では、滞納が長期・高額な場合など市単独での徴収が困難な事案について、市からの引継ぎを受け、佐渡地域地方税特別機動整理班に所属する徴税吏員による差押などの滞納処分の執行を前提とした滞納整理を行なっています。

差押をはじめとする滞納処分を執行するにあたり、事前に職員が自宅訪問して納付を催告するというようなことは原則として行いません。

市税および収入金は納期限内での自主納付が原則です。督促状発送日から10日を経過しても完納されない場合は、滞納処分の対象となります。

督促状発送後も納付が滞っていると、金額の多寡にかかわらず滞納処分は執行されます。

「少額の滞納だから差し押さえされない…」といったことはありません。

滞納処分が執行されるまでには、必ず事前に督促状や催告書などの通知が送付されています。これらの通知には、「滞納金額の納付期限」や「納税相談の要請」などの重要事項が記載されています。

故意に通知の内容を確認しなかったり、確認しても放置したまま滞納が続いた場合、滞納処分が執行されますのでご注意ください。

平成21年度 差押実績（件）

差押財産	不動産	預貯金	生命保険等	国税還付金	出資金	給与	動産	その他	合計
件数	14	249	17	22	14	3	11 (74点)	1	331

## 固定資産税における

### 冷蔵倉庫の経年減点補正率が変わります

固定資産評価基準の改正により、保管温度が摂氏10℃以下に保たれる木造以外の倉庫（以下、「冷蔵倉庫」と言います）の固定資産税の計算に使用する経年減点補正率（家屋資産の償却率）が平成24年度の評価替えから変わります。これにより、対象となる冷蔵倉庫は評価額の算出において一般倉庫より高い償却率の適用を受けることとなります。

対象となりそうな冷蔵倉庫をお持ちの場合は、ご連絡ください。後ほど現地調査に伺いますので、ご協力をお願いします。

#### 対象となる倉庫（次の1～3全てに該当するもの）

1. 木造以外（鉄骨造・軽量鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造など）の倉庫
2. 保管温度が摂氏10℃以下に保たれる倉庫
3. 建物自体（床面積の50%以上）が冷蔵機能を備えている倉庫（常温の建物内に冷蔵庫を設置している倉庫は対象となりません。）

#### 調査の内容

1. 対象条件の確認
2. 床面積の確認（複数用途に使用されている倉庫の場合）

#### 調査の際にご準備いただきたいもの

1. 倉庫明細書（倉庫業登録の際の書類）
2. 冷蔵の能力が明記してある書類（冷蔵施設明細書や冷蔵装置の取扱説明書など）
3. 平面図（寸法のわかるもの）
4. 運転記録簿など（稼働状況・保管温度などの確認）

#### 調査の時期

平成23年5月から8月頃

#### 連絡先・お問い合わせ

市役所税務課 固定資産税係 ☎ 63-5110